

○長門市通話録音装置貸出事業実施要綱

(令和2年6月1日告示第112号)

(目的)

第1条 この告示は、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害防止、福祉分野における見守り活動等で警告メッセージ機能等を有する通話録音装置(以下「装置」という。)を幅広く活用することにより、市民生活のセーフティネットの拡大を図ることを目的とし、装置の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸出の対象となる者は、固定電話を使用する市内に住所を有する65歳以上の者(以下「高齢者」という。)で、装置の設置にあたり、原則、全ての世帯構成員の同意が得られることを条件とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢者のみの世帯の者
- (2) 日中において、前号に該当する者

2 前項の規定に関わらず、その他市長が特に必要と認める者は貸出の対象とする。

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、装置を設置した日から6箇月間とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(申請)

第4条 装置を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、通話録音装置貸出申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 第2条に該当する対象者が本人による申請を行うことが困難な場合、同居者又は3親等内の親族による代理申請を認める。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査の上、受付順により、装置の貸出の可否を決定し、通話録音装置貸出承認(不承認)通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市が保有する装置の台数を超える申請があった場合は、市長は既に貸出している装置が返却されたときに、貸出の可否を決定するものとする。

(装置の貸出)

第6条 市長は、前条第1項の規定により装置の貸出の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)に対し、装置及び次に掲げるものを一式として貸し出すものとする。

- (1) 記録メディア
- (2) ACアダプター
- (3) モジュラーケーブル
- (4) 取扱説明書

2 貸し出す装置は、1世帯につき一式とする。

(貸出中の管理)

第7条 使用者は、貸出中の装置について次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用者は貸出中の装置を取扱説明書に従って適切に使用すること。

- (2) 使用者は貸出中の装置を処分又は目的外に使用しないこと。
- (3) 使用者は貸出中の装置を転貸、売却又は譲渡しないこと。
- (4) 使用者は通話録音装置貸出申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに報告すること。
- (5) 使用者は、故意又は重大な過失によって当該装置等を破損又は紛失させた場合は、通話録音装置破損等届出書(別記様式第2号)を市長に提出するとともに、使用者の負担により装置を原状に復するものとする。

(費用負担)

第8条 装置の貸出及び設置に係る費用は、無料とする。ただし、固定電話の使用に関する利用料金等については、使用者が負担することとする。

(録音データの取扱い)

第9条 装置に保存された録音データ(以下「録音データ」という。)の所有権は使用者に帰属する。ただし、市長が第1条の目的のため必要があると認める場合には、使用者からの同意を得て、無償で録音データの提供を求めることができる。

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号に該当した場合、装置の貸出の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 使用者が本告示に違反したとき。
- (3) 使用者から装置の返還の申し出があったとき。
- (4) 使用者が死亡又は転出したとき。

(返還)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に装置を返還するものとする。

- (1) 第3条に規定する貸出期間が終了したとき。
- (2) 前条の規定により、装置の貸出の承認を取り消されたとき。

2 使用者は、前項の規定により装置を返却する時は、当該装置に保存されている録音データを消去しなければならない。ただし、使用者が希望するときは、市が、使用者に代わって当該データの消去を行う事ができる。

(事故及び損害の免責)

第12条 市は、装置の誤った使用により生じた事故及び損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

通話録音装置貸出申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

通話録音装置貸出承認(不承認)通知書

[別紙参照]

別記様式第3号(第7条関係)
通話録音装置破損等届出書
[別紙参照]